

サニータウン

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年6月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成19年1月5日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
サニータウン 観音寺市本大町字井出南1578番地1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要
 - （1）今回、増設部分のフジ棟は衣料品販売が主であり、幅広い層の買物客が訪れると思うので、駐輪場の設置を要望する。
 - （2）現況のサニータウン内の入出庫については、特に本山タクシー側から出る場合（主要地方道観音寺池田線の国道11号方面）に渋滞がひどく、交通事故等の危険性が高いので、ここの出入口の検討をお願いしたい。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成19年6月12日（火曜日）から同年7月12日（木曜日）まで